令和6年 第4回

小樽市農業委員会議事録

小樽市農業委員会

- 1 開催日時 令和6年4月26日(金)午前10時00分
- 2 公示日 令和6年4月18日(木)
- 3 開催場所 小樽市役所本庁別館4階第3委員会室
- 4 出席委員 (人)

会 長 11番 北島 吉治 委員 1番 田口 玲子 幸孝 2番 澤田 6番 古里 和夫 7番 佐々木 晴男 8番 三國 幸一 10番 川畑 正美 13番 長多 誠吉 14番 本間 俊一

- 5 欠席委員 3番 浜谷 礼子、4番 吉川 孝一、5番 木露 正敏 9番 岩部 利治
- 6 議事日程

<議案>

議題第1号(農地係)

- ・転用許可後の事業計画変更の承認申請について 議題第2号(振興係)
- ・新規就農の承認について(農地所有適格法人)

<報告>

報告第1号(農地係)

・現況証明の交付について

報告第2号(農地係)

- ・農地法第3条の3の規定による届出の受理について <その他>
 - ・なし

7 農業委員会事務局職員

事務局長 嶋崎 哲也

振興係長 樋口 博一 振興係 堀田 湧祐 農地係長 世戸 幹彦 農地係 光野 雅士

8 会議の概要

事務局長

定刻前ですが、皆様お揃いのようなので、令和6年第4回小樽 市農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は13名中9名出席しておりますので、当会は成立していることを御報告いたします。

以降の議事の進行は、小樽市農業委員会会議規則第9条の規定 により、北島会長にお願いします。

議長

これより議事に移りたいと思います。

小樽市農業委員会会議規則第 10 条の規定による議事録署名委員 に10番川畑委員、13番長多委員を指名いたします。

それでは、「議案第1号 転用許可後の事業計画変更承認申請について」を上程いたします。

内容について、事務局より説明願います。

事務局(農地係長)

ご説明いたします。

転用許可後の事業計画変更承認申請に関する説明です。北海道新幹線札幌延伸のトンネル掘削工事が遅れており、〇〇〇の〇〇や〇〇の〇〇による、〇〇〇が必要です。工事は設計変更を繰り返しながら進められています。工事進捗は〇〇.〇%で、残り〇〇のmです。遅延が発覚し、計画変更の手続きが行われました。変更後の計画日程や契約期間について述べられ、令和〇年〇〇月〇〇日までとされております。緊急性や必要性、事業実施の確実性の担保はもとより、周辺農地への影響や被害防除が発生しないなどとなっており、問題はございません。この変更承認申請は北海道新幹線建設に不可欠であり、各要件に合致しているため承認を求めています。

議長

ただ今、説明がございましたけれども、この件につきまして、ご 意見、ご質問がありましたらお願いします。 他に発言がないようですので、議案第1号について、提案通り決 定することに賛成の方、挙手願います。

全員賛成ですので、議案第1号は原案の通り決定いたしました。

議 長

それでは、「議案第2号 新規就農の承認について(農地所有適格 法人)」を上程いたします。

内容について、事務局より説明願います。

事務局(振興係長)

農地所有適格法人について説明後、以下のように新規就農者について説明。

株式会社〇〇は花きの栽培を行いたいと考えており、代表の〇〇氏は花きの卸売り会社を立ち上げ、花き加工業にも進出し、現在企業成長を遂げています。また、花き業界全体が縮小している中、自社で花きを生産し販売することで業界の縮小に歯止めをかけたいと考えています。今回、予定している農地については約5年から6年ほどは農地、農作物の栽培には使用されていなかったとのことから、土壌改良・整備が必要となるところです。改良などについては、農業改良普及センターに相談、まずは雑草対策が必要とのご教示をいただいているところです。今回の就農相談については、農業委員会事務局、法人立ち上げについては、北海道農業会議、栽培等に係る相談は、後志総合振興局北後志農業改良普及センターと関係機関への相談を重ねていることを鑑み、委員会議案として上程をさせていただきました。

小樽の農業全体を衰退させるわけにはいかないと考え、いろいろな課題を持っての農業ですが、このたびの新規就農については、小樽市としてプラスと考えておりますので、本委員会でのご審議、よろしくお願いいたします。

議長

続いて、本総会に先立ちまして、振興特別委員会を招集し、審議 しておりますので、古里委員長から審議内容について、報告願いま す。

古里委員長

この件につきまして、4月22日に振興特別委員会を召集し、わたしを含め、委員6名と事務局で、新規就農、農地所有適格法人の要件及び営農計画などについて、審査いたしました。

新規就農については、委員の中から、水の心配や農地内の物置の 設置の方法、実際に農作業を行う者のことなど、いろいろな意見が あり、就農についてのアドバイスもありました。

新規就農者も実際の農作業について、不安はありながらも、これからの小樽市の農業の発展、今後の事業の展開など、経験を重ねな

がら進めていきたいと、強い意欲も感じられました。経験について は少ないため、ぜひ皆様にアドバイス等をお願いしますとの話もあ りました。

従いまして、振興特別委員会としては、本人の意向を尊重し、新 規就農については承認したいとの意見をまとめましたので、本総会 において、ご審議いただきたいと思います。

議長

現在、荒れている土地ですから、畑にするとなると結構手間のかかることだと思いますが、皆さんご存じの通り、花きの生産者が非常に減ってきています。冠婚葬祭、その他、花の必要な量を確保できていないというのは現状でございますので、振興特別委員会でも色々ご意見があったと思いますが、おやりいただきたい。農業でいろんな 立場の方がやられると思いますけれども、 やるっていうことに対してはですね、私自身としては歓迎したいなという風に思っておりますので、皆さんのご意見をお聞きしたいと思います

議 長 意見・質問のある方は挙手願います。

澤田委員

新規就農者の実家でも花き販売店をやっていて積極的に活躍してくれるのではないかと思っていますので期待しております。

議長し他にご質問、ご意見はありますか。

議長

特に発言がないようですので、議案第2号について、提案通り決 定することに賛成の方、挙手願います。

全員賛成ですので、議案第2号は原案の通り決定いたしました。

議長

続いて、「報告第1号 現況証明書交付の報告について」を上程いたします。

内容について、事務局より説明願います。

事務局(農地係長)

本件につきましては、小樽市農業委員会現況証明事務処理要綱第4条及び第8条の規定に基づき地区担当委員が現況を確認し、会長の専決処分により証明書を交付したものです。件数は、市街化区域内の土地が2件2筆で、申請地付近に住む委員が現況を確認し、証明書を交付したものです。なお、市街化調整区域内の土地はありませんでした。 以上です。

議 長 説明が終わりました。意見・質問のある方は挙手願います。 特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終ります。 続いて、「報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について」を上程いたします。

議 長 内容について、事務局より説明願います。

事務局 ご説明 (農地係長) 農地法

ご説明いたします。

農地法第3条の3の規定による届出が令和5年4月から令和6年3月まで、9件27筆ございました。届け出提出がありました土地の所在は記載のとおりでございます。

農地の取得につきましては農業委員会の許可が必要ですが、相続・遺贈等による農地の権利取得は許可が必要ありません。

内容につきましては、9件とも個人の相続によるものです。 以上でございます。

議 長

説明が終わりました。意見・質問のある方は挙手願います。 特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

以上で、本日の審議事項は終了しました

事務局長

次回の委員会は、5月23日(木)、場所は、別館3階第1委員 会室を予定しています。詳しくは後日案内させていただきます。

議 長

以上を持ちまして総会を終了いたします

(午前10時30分閉会)

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、この議事録を作成した。